

国営備北丘陵公園特定運営事業 基本協定書（案）¹

令和 8 年 6 月 1 日

国土交通省 中国地方整備局

¹ 国は、本基本協定書（案）に定める内容について、優先交渉権者選定手続において実施する応募者との競争的対話等を通じて本事業に関して合意した事項に基づき、追加又は変更することがあります。

目次

第1条	(定義)	- 1 -
第2条	(趣旨)	- 1 -
第3条	(基本的合意)	- 1 -
第4条	(当事者の義務)	- 1 -
第5条	(SPC の設立)	- 1 -
第6条	(SPC の株主)	- 2 -
第7条	(運営権の設定)	- 5 -
第8条	(実施契約の締結)	- 5 -
第9条	(資金調達協力義務)	- 7 -
第10条	(業務の委託等)	- 7 -
第11条	(実施契約の不成立)	- 7 -
第12条	(賠償の予定)	- 8 -
第13条	(秘密保持)	- 8 -
第14条	(本協定の有効期間)	- 9 -
第15条	(協議)	- 9 -
第16条	(準拠法及び裁判管轄)	- 9 -
別紙 1	定義集	- 11 -
別紙 2	事業予定者構成員の出資額	- 15 -
別紙 3	株主誓約書の様式	- 16 -
別紙 4	本事業に関する業務の委託先	- 19 -

国営備北丘陵公園特定運営事業に関して、国土交通省中国地方整備局（以下「中国地方整備局」という。）と【 】、【 】（以下「事業予定者構成員」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。

（趣旨）

第2条 本協定は、募集要項等に定める手続により、事業予定者構成員が SPC を通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、事業予定者構成員が本事業を実施するために第5条に基づき今後設立する SPC をして、第8条に基づき中国地方整備局との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、中国地方整備局と事業予定者構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

※競争的対話により、株式会社以外の形態での SPC 設立、間接的な SPC 株式の保有、SPC を設立せず応募企業又は代表企業が運営権者となることとした場合は、適宜条文を修正します。

（基本的合意）

第3条 中国地方整備局及び事業予定者構成員は、事業予定者構成員が、募集要項等に定める手続により、SPC を設立し、SPC をして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

2 事業予定者構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、中国地方整備局に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

（当事者の義務）

第4条 中国地方整備局及び事業予定者構成員は、中国地方整備局と SPC との間での実施契約の締結及び運営権の設定に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 中国地方整備局及び事業予定者構成員は、実施契約の締結のための協議においては、それぞれ相手方の要望事項を尊重しなければならない。

（SPC の設立）

第5条 事業予定者構成員は、本協定締結後速やかに、第8条に基づき中国地方整備局との間で実施契約を締結する日までに、以下の各号の要件を満たす SPC を設立し、SPC の設立登記完了後速やかに SPC に係る履歴事項全部証明書、定款の原本証明付の写し、代

表印の印鑑証明書及び SPC に係る株主名簿の原本証明付の写しを中国地方整備局に提出しなければならない。

- (1) SPC は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること²。また、SPC の定款上の本店所在地を広島市又は庄原市とすること。
 - (2) SPC は、設立時における資本金と資本準備金の合計額が●円以上であること、事業開始予定日（実施契約に定める定義による。）における資本金と資本準備金の合計額が●円以上であること³。
 - (3) SPC の定款に、SPC が発行できる株式は、完全無議決権株式及び議決権株式のみであることの規定があること。
 - (4) SPC における事業年度は、毎年 4 月 1 日を始期とし、翌年 3 月 31 日を終期とする 1 年間とする。但し、最初の事業年度の始期は SPC の設立日とする。
 - (5) SPC は、会社法第 326 条第 2 項に基づき、定款の定めによって取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しなければならない。
 - (6) SPC の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) SPC は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。
- 2 事業予定者構成員は、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC をして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を中国地方整備局に通知させるものとする。
 - 3 事業予定者構成員は、実施契約の終了時まで、中国地方整備局の事前の承認なく、SPC に事業譲渡・譲受・合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付又は組織変更を行わせてはならない。
 - 4 事業予定者構成員は、実施契約の定めにより、SPC の発行済株式の全てを中国地方整備局の承諾する第三者に譲渡させる場合、SPC の株主をして、各株主が保有する株式の全てを当該第三者と合意した条件により当該第三者に譲渡させるものとする。

(SPC の株主)

- 第6条 すべての事業予定者構成員は、前条第 1 項に基づき SPC 設立時、事業開始予定日のそれぞれの時点までに、別紙 2 に事業予定者構成員の出資額として記載されている金額の出資をし、かかる出資に対応する本議決権株式の割当を受けるものとする。⁴
- 2 事業予定者構成員は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、

² 株式会社以外の会社形態での SPC の設立、間接的な SPC 株式の保有等を希望するときは、第一次審査書類において SPC の出資形態及び事業予定者構成員等と SPC との間の資本関係を具体的に提案することとし、第一次審査を通過後に、国と協議した上で、国が認める形態で SPC を設立することができる。

³ 優先交渉権者の提案に基づき記載する。

⁴ 上記脚注 2 参照。国が認めた場合は、優先交渉権者の提案する出資方法等に従って異なる出資構成（代表企業又は事業予定者構成員が本協定締結後に設立される会社等をして間接的に SPC 株式を保有すること）となることも認める。

別紙 3 記載の様式の誓約書を提出するものとする。

- (1) 本議決権株主は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、①他の本議決権株主又は②中国地方整備局との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（以下①及び②を総称して「許容処分等先」という。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による中国地方整備局の事前の承認を受けるものとする。本議決権株主がかかる義務に違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株主は、中国地方整備局に対し、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払う。本議決権株主の株式を子会社等を通じて間接的に有する者が、当該子会社等の株式を処分する場合も同様とする。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行する場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。ただし、SPC の株主構成に関し、実施契約が終了するまでの間、代表企業及びその他の事業予定者構成員の議決権保有割合の合計が 50%を超えており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となっていることを維持しなければならない。
- (2) 本議決権株主は、前号の規定に従いその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、別紙 3 記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ中国地方整備局に提出せしめるものとする。ただし、当該処分先が上記と同様の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。
- (3) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合において株主総会の決議が必要となるときは、本議決権株主は、中国地方整備局の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、許容処分等先に対して本議決権株式を発行する場合又は本完全無議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。
- (4) 本議決権株主は、SPC が前号の規定に従い本議決権株主以外の第三者に対して新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当該本議決権株式の引受先をして、別紙 3 記載の様式の誓約書をあらかじめ中国地方整備局に提出せしめるものとする。ただし、当該引受先が上記と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。
- (5) 本議決権株主は、自ら又は SPC をして、以下のいずれかの要件を満たさない者に

対してその所有に係る本議決権株式を処分し、又は新たに本議決権株式を発行させてはならない。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ③ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされておらず、かつ、民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
 - ④ 警察当局から、反社会的勢力及びその他の関係者が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、反社会的勢力及びその他の関係者と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当しないこと。
 - ⑤ 中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領、地方支分局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて及び国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについてに基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) SPC の各株主は、SPC が実施契約、募集要項等及び提案書類に従って本事業を遂行していない場合、実施契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、中国地方整備局の要求に従って、中国地方整備局と SPC との協議に参加し、SPC に関する情報を中国地方整備局に提供すること。
- (7) 本議決権株主は、株主間契約（2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを中国地方整備局に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨中国地方整備局に通知する。
- 3 本議決権株主が本議決権株式の処分又は新規発行について前項第 1 号又は第 3 号の中国地方整備局の事前の承認を求めた場合において、本議決権株式の処分先又は新たな本議決権株式の引受先が前項第 5 号に定める要件を満たしており、かつ、当該本議決権株式の処分者及び処分先又は当該新たな本議決権株式の引受先が、当該処分先又は引受先が公募時に設定された参加資格に準じた資格要件を満たす者であること及び当該処分又は発行が SPC の事業実施の継続を阻害しない（当該本議決権株式の処分者

から SPC に出向している職員が本議決権株式の処分と共に引き上げることで要求水準書又は提案書類に定める SPC の義務履行に支障をきたすような状況等とならない) ことを証明した場合には、中国地方整備局は、関係行政機関と協議したうえで、当該株式処分又は新規株式発行を承認する。

- 4 事業予定者構成員は、代表企業を変更することはできない。但し、やむを得ない理由がある場合において、中国地方整備局が事前に書面により承認した場合には、代表企業を他の事業予定者構成員に変更することができる。

(運営権の設定)

第7条 中国地方整備局及び事業予定者構成員は、第5条に定める SPC 設立後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、SPC に本事業の運営権を設定する。

- 2 前項の運営権に基づく業務（実施契約に定める定義による。）は、実施契約で別途定める前提条件を SPC が充足することを停止条件として開始するものとする。
- 3 第1項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、事業予定者構成員又は SPC がこれを負担するものとする。

(実施契約の締結)

第8条 中国地方整備局及び事業予定者構成員は、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、中国地方整備局と SPC との間において令和9年4月までに実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

- 2 事業予定者構成員は、中国地方整備局から請求があった場合には速やかに、中国地方整備局に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として中国地方整備局が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「提案補足資料等」という。）を提供する。
- 3 事業予定者構成員は、SPC の設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、中国地方整備局は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、事業予定者構成員は、SPC 設立に際して、それ以前に事業予定者構成員が行った準備行為を SPC に引き継ぐものとする。
- 4 中国地方整備局は、実施契約の締結がなされる前に事業予定者構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、実施契約を締結しないことができる。

(1) 本事業に関し、事業予定者構成員が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は事業予定者構成員を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号若しくは同第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業予定者構成員に対し、独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当

該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業予定者構成員又は事業予定者構成員が構成事業者である事業者団体（本号及び次号において「事業予定者構成員等」という。）に対して行われたときは、事業予定者構成員等に対する命令で確定したものをいい、事業予定者構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業予定者構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業予定者構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業予定者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本事業に関し、事業予定者構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。
- (5) 事業予定者構成員が、PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき、募集要項等に規定する応募者の遵守すべき事項に違反したことが明らかになったとき又は募集要項等に規定する参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、中国地方整備局の承認を得た場合を除く。）。
- (6) 事業予定者構成員が、偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。

5 中国地方整備局は、実施契約の締結がなされる前に事業予定者構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、実施契約を締結しないことができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、反社会的勢力及びその他の関係者であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力及びその他の関係者を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 役員等が、反社会的勢力及びその他の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、反社会的勢力及びその他の関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、反社会的勢力及びその他の関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 事業予定者構成員が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、中国地方整備局が事業予定者構成員に対して当該契約の解除を求め、事業予定者構成員がこれに従わなかったとき。
- 6 中国地方整備局及び事業予定者構成員は、実施契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(資金調達協力義務)

第9条 事業予定者構成員は、提案書類の定めに従い、SPCへ出資し、SPCへの出資者を募り、また、SPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるものとする。

(業務の委託等)

第10条 事業予定者構成員は、SPCをして、本事業に関する業務を、別紙4記載の者にそれぞれ委託し又は請け負わせ、かつ各業務に関して、自ら受託者又は請負人として、SPCとの間で委託契約又は請負契約を締結する。

(実施契約の不成立)

第11条 事業予定者構成員の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合、既に中国地方整備局及び事業予定者構成員が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての事業予定者構成員が連帯して負担する。

2 中国地方整備局の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合、既に事業予定者構成員が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、中国地方整備局と事業予定者構成員の協議によって決定されるものとする。

3 中国地方整備局及び事業予定者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、実施契約の締結に至らなかった場合は、既に中国地方整備局及び事業予定者構成員が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(賠償の予定)

第12条 本事業に関して、第8条第4項第1号ないし第4号又は第5項のいずれかの事由が生じた場合は、実施契約の解除の有無にかかわらず、すべての事業予定者構成員は連帯して、中国地方整備局に対し実施契約における契約金額の100分の10の金額を違約金として中国地方整備局の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第8条第4項第4号のうち、事業予定者構成員（法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない（次項において同じ）。

2 第8条第4項第4号の事由が生じた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、すべての事業予定者構成員は連帯して、中国地方整備局の請求に基づき、中国地方整備局に対し前項に規定する契約金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として中国地方整備局の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合、「100分の5」とあるのは、「100分の10」と読み替える。

(1) 第8条第4項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 第8条第4項第4号に規定する刑に係る確定判決において、事業予定者構成員のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、中国地方整備局に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 事業予定者構成員が第1項又は第2項に定める違約金を中国地方整備局の指定する期間内に支払わないときは、事業予定者構成員は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を中国地方整備局に支払わなければならない。

(秘密保持)

第13条 中国地方整備局及び事業予定者構成員は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、秘密情報を第三者（SPCを除く。）に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

(1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報

(2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報

(3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報

(4) 開示者から開示を受けた後、正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報

- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 中国地方整備局が法令等に基づき開示する情報
- 2 中国地方整備局及び事業予定者構成員は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、中国地方整備局及び事業予定者構成員は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するものないよう適切な配慮をしなければならない。

(本協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から実施契約の終了までとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと中国地方整備局が判断して代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前三条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて中国地方整備局と事業予定者構成員が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は広島地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書【 】通を作成し、中国地方整備局並びに代表企業及び各事業予定者構成員は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

中国地方整備局

住所 広島県広島市中区上八丁堀6番30号

国土交通省中国地方整備局長

【代表企業】

住所【 】

代表取締役社長【 】

【事業予定者構成員】

住所【 】

代表取締役社長【 】

別紙1 定義集

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 運営権
本公園について、第7条に基づき SPC に設定される予定の PFI 法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- 2 SPC
本事業を遂行することのみを目的として設立される株式会社をいう。
- 3 会社更生法
会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。
- 4 会社等
会社法施行規則第2条第3項第2号に定める会社等をいう。
- 5 会社法
会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- 6 会社法施行規則
会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）をいう。
- 7 完全無議決権株式
SPC の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（会社法第108条第1項第3号）をいう。
- 8 関連会社
会社法施行規則第2条第3項第20号に定める関連会社をいう。
- 9 議決権株式
SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- 10 国の債権に関する遅延利息の率
国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和32年大蔵省告示第8号）に定められている遅延利息の率をいう。
- 11 刑法
刑法（明治40年法律第45号）をいう。
- 12 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）をいう。
- 13 子会社
会社法第2条第3号に定める子会社をいう。
- 14 子会社等

会社法第2条第3号の2に定める子会社等をいう。

- 15 国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)をいう。

- 16 事業予定者

募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定された【 】をいう。

- 17 事業予定者構成員

事業予定者を構成する法人であって、SPCの議決権株主となる予定である【 】、【 】、【 】をいう。⁵

- 18 実施契約

本事業の実施に関し、中国地方整備局とSPCとの間で締結される国営備北丘陵公園特定運営事業公共施設等運営権実施契約をいう。

- 19 代表企業

事業予定者構成員のうち、提案書類に代表企業として記載された【 】をいう。

- 20 地方支分局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて

「地方支分局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)をいう。

- 21 提案書類

本事業の募集及び選定手続において、事業予定者が令和●年●月●日付で提出した提案書類一式及びその他提案書類一式に関して中国地方整備局が事業予定者構成員に対して確認した事項に対する事業予定者構成員の回答(書面による回答及び口頭による回答を含む。)をいう。

- 22 独占禁止法

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)をいう。

- 23 反社会的勢力

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追及する集団又は個人をいう。

- 24 PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

- 25 募集要項

⁵ 実際に選定された優先交渉権者の構成に従って変更がありうるものとします。

中国地方整備局が令和 8 年 5 月 20 日付で公表した、国営備北丘陵公園特定運営事業募集要項をいう。

26 付属資料

要求水準書の別紙、参考資料及び実績資料として、要求水準の一部を構成するものとし、当該資料の条件も要求水準となるものをいう。

27 募集要項等

募集要項並びにその添付書類及び補足資料（要求水準書を含む）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに中国地方整備局のホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関して中国地方整備局が発出した書類をいう。

28 本完全無議決権株式

第 5 条第 1 項により設立された SPC が発行した完全無議決権株式をいう。

29 本完全無議決権株主

本完全無議決権株式の株主をいう。

30 本議決権株式

SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。

31 本議決権株主

第 5 条第 1 項により設立された SPC が発行した完全無議決権株式をいう。

32 本公園

国営備北丘陵公園をいう。

33 本事業

国営備北丘陵公園特定運営事業をいう。

34 民事再生法

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）をいう。

35 要求水準

募集要項等、実施契約書及び提案書類に基づいて定められる、本事業の実施において運営権者たる SPC が充足すべき水準をいう。

36 要求水準書

中国地方整備局が本事業の公募において、令和 8 年 5 月 25 日付で公表した要求水準書及び付属資料（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。入札説明書等に関する質問回答及び官民対話における要求水準書に関する中国地方整備局の回答を含むものと

する。なお、実施方針等に関する質問回答及び官民対話における要求水準書に関する中国地方整備局の回答は、要求水準書の解釈上の参考として位置付ける。

別紙 2 事業予定者構成員の出資額

(提案を踏まえて作成します)

別紙3 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

令和 年 月 日

国土交通省●● ●●殿

住所 ●

代表取締役 ●

●（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、中国地方整備局に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、中国地方整備局及び●、●との間で令和●年●月●日付で締結された国営備北丘陵公園特定運営事業基本協定書に定めるとおりとします。また本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は広島地方裁判所とします。

記

- 1 SPC が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 当社は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本書において同じ。）について、①他の本議決権株主、又は、②中国地方整備局との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）（以下①及び②を総称して「許容処分等先」という。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による中国地方整備局の事前の承認を受けること⁶。かかる義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、中国地方整備局に対し、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
- 3 当社は、前号の規定に従いその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ中国地方整備局に提出せしめること。ただし、当該処分先が本誓約書と同様の内容の誓約書を既に提出してい

⁶ 優先交渉権者の提案により間接的に SPC 株式を保有するスキームを活用する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとします。

る場合には再度の提出は不要とする。

- 4 SPC が新たに本議決権株式を発行しようとする場合において株主総会の決議が必要となるときは、当社は、中国地方整備局の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使すること（ただし、SPC が、①許容処分等先に対して本議決権株式を発行しようとする場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合、当社は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができる。）。
- 5 SPC が、前号の規定に従い本議決権株主以外の第三者に対して新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、当該本議決権株式の引受先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ中国地方整備局に提出せしめること。ただし、当該引受先が本誓約書と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。
- 6 当社は、自ら又は SPC をして、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分し、又は新たに本議決権株式を発行させないこと。
 - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ③ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
 - ④ 警察当局から、反社会的勢力及びその他の関係者が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、反社会的勢力及びその他の関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。
 - ⑤ 中国地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 7 当社は、株主間契約（2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合又は締結後に変更した場合、その写しを中国地方整備局に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨中国地方整備局に通知する。）こと。

- 8 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所、監督官庁、金融商品取引所又は金融商品取引業協会により開示が命ぜられた場合、法令等により開示が必要とされる場合、当社が本事業に関する資金調達に必要な範囲で金融機関等に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員等（役員を含む。）若しくは当社の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ中国地方整備局との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、中国地方整備局の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。

以上

別紙 4 本事業に関する業務の委託先

(提案を踏まえて作成)